

シェアサイクル社会実験の結果及び今後の取組について

1 墨田区シェアサイクル社会実験の経緯

区では、環境にやさしく、手軽で健康的な移動手段として利用できる自転車のシェアサイクル事業への支援として、事業者に区管理用地を提供している。これにより、シェアサイクルの活用状況の変化や今後の定着の見通しを検証するため、令和2年1月からOpenStreet株式会社（以下「OS社」という。）と、令和4年8月からは株式会社ドコモ・バイクシェア（以下「DB社」という。）も加えて、令和6年3月を期限として、社会実験を進めている。

2 社会実験の実施状況

(1) 事業者別設置箇所数等

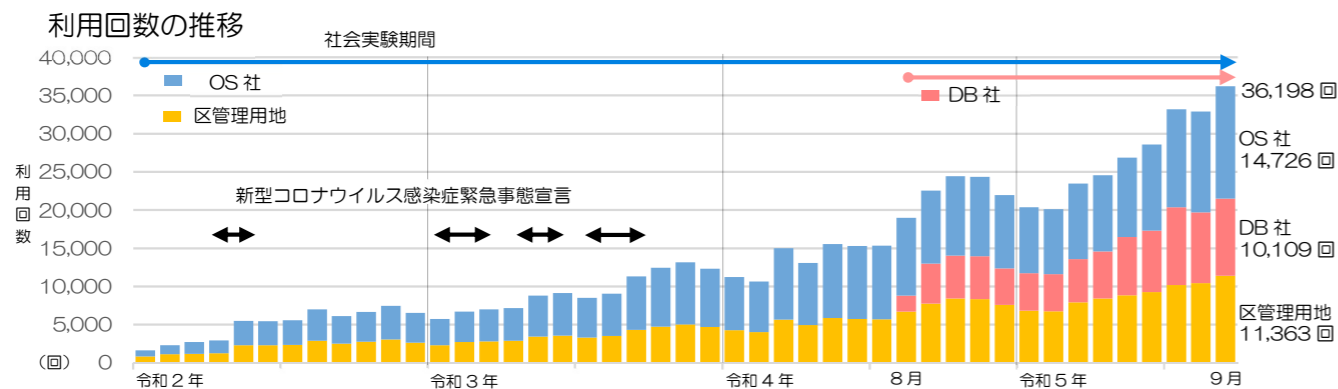
事業者	開始年月	当初箇所数（うち区管理用地）	現在箇所数（うち区管理用地）
OS社	令和2年1月	22か所（7か所）	65か所（15か所）
DB社	令和4年8月	10か所（3か所）	24か所（3か所）

区管理用地の内訳

No.	区管理用地	面積（設置台数）	区分
1	鐘ヶ淵駅南自転車駐車場	21.6㎡（20台）	行政財産
2	庁舎うらおい広場	7.2㎡（5台）	行政財産
3	すみだ生涯学習センター	5.7㎡（5台）	行政財産
4	錦糸町駅北口地下自転車駐車場	21.6㎡（20台）	行政財産
5	墨128号路線（京島1-40先）	41.6㎡（36台）	道路
6	押上2008号路線（押上2-26先）	13.0㎡（5台）	道路
7	墨56号路線（押上2-12先）	6.6㎡（4台）	道路
8	墨120号路線（八広6-31先）	26.4㎡（21台）	道路
9	江東橋二丁目緑地広場	7.4㎡（6台）	道路
10	両国駅西口臨時自転車駐車場	43.2㎡（40台）	公園
11	錦糸町駅牡丹橋通り自転車駐車場	42.0㎡（39台）	河川
12	鐘ヶ淵駅北自転車駐車場	10.8㎡（10台）	使用貸借（東武鉄道）
13	東向島駅高架下自転車駐車場	10.8㎡（10台）	使用貸借（東武鉄道）
14	小村井駅第二自転車駐車場	10.8㎡（10台）	使用貸借（東武鉄道）
15	押上駅前自転車駐車場	17.3㎡（16台）	定期借地

(2) 利用回数

事業者	社会実験当初の利用回数	現時点の利用回数（R5.9）	増加率
OS社	2,287回（R2.2） （事業者管理用地 1,171回） （区管理用地 1,116回）	22,601回 （事業者管理用地 14,726回） （区管理用地 7,875回）	約9.9倍（約3.5年間）
DB社	7,333回（R4.9） （事業者管理用地 5,246回） （区管理用地 2,087回）	13,597回 （事業者管理用地 10,109回） （区管理用地 3,488回）	約1.9倍（約1.0年間）
計		36,198回 （事業者管理用地 24,835回） （区管理用地 11,363回）	



(3) 利用者アンケート

項目	OS社（R5.5実施。n=267）	DB社（R5.10実施。n=289）
利用目的	1位 日常移動（46%） 2位 通勤・通学（44%） 3位 買物利用（43%） 4位 観光・レジャー（38%） 5位 業務・仕事中の移動（16%）	1位 通勤・通学（62%） 2位 日常移動（52%） 3位 買物利用（48%） 4位 観光・レジャー（35%） 5位 業務・仕事中の移動（23%）
利用による生活変化	1位 公共交通の利用が減った（67%） 2位 徒歩による移動が減った（36%） 3位 外出が増えた（18%） 4位 所有自転車の利用が減った（16%） 5位 自転車・バイクの所有をやめた（11%）	1位 公共交通との併用ができた（78%） 2位 公共交通の利用が減った（52%） 3位 乗用車の利用が減った（36%） 4位 所有自転車の利用が減った（20%） 5位 特に変化はない（6%）

(4) 社会実験前後の自転車利用の比較

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区営自転車駐車場利用登録者	8,594人	7,979人	6,991人	7,009人
放置自転車撤去台数	10,452台	8,219台	8,046台	7,311台

3 社会実験の結果と今後の取組

社会実験の結果、コロナ禍も少なからず影響していると思われるものの、シェアサイクルの利用は、日常的なものだけではなく観光・レジャー目的なども含めて着実に増えており、他方で自転車駐車場登録者や撤去台数は減っていることから、自転車総量の抑制や区民の利便性向上に一定以上の寄与があると考えられる。

については、社会実験を終了し、民間事業者が区管理用地を直接使用する仕組みに移行する。なお、対象は、自転車と特定小型原動機付自転車のシェアリング事業とする。

4 移行後の仕組み（予定）

(1) 区管理用地の箇所等

現在、提供している区管理用地を基本として、設置箇所ごとに事業者を公募する。

(2) 事業者の公募

ア 主な公募条件（申込時点）

- ・区管理用地内に台数を超える返却ができないシステムであること。
- ・近隣区にシェアサイクル等の相互乗り入れが可能であること。

イ 設置箇所に募集数を越えた応募があった場合の対応

公募条件を満たした事業者数が予定数を越えた場合は、公平性や公正性を考慮して別途定める方法により事業者を選定する。

(3) 使用手続及び使用料

公募により選定した事業者が、各用地・施設管理者に対し、設置のための許可を申請する。使用料は、各用地・施設の定めにより徴収する。

(4) 新たな区管理用地や事業者による設置

事業者要望等により、新たな区管理用地や事業者による設置を進める場合についても、上記（1）～（3）により実施する。

5 今後のスケジュール（予定）

令和5年度				令和6年度	
12月	1月	2月	3月	4月	
区議会報告			区管理用地の使用手続等		
区管理用地の公募		事業者の選定		社会実験終了	
				使用開始	
				事業者入替	